

食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針の一部を改正する件

○消費者庁
厚生労働省 告示第一号

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第三十六号）の施行に伴い、及び食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十二條第一項の規定に基づき、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成十五年厚生労働省告示第三百一号）の一部を次の表のように改正し、令和六年四月一日から適用する。

令和六年三月二十九日

消費者庁長官 新井ゆたか

厚生労働大臣 武見 敬三

改正後	改正前
<p>第三 都道府県等食品衛生監視指導計画の策定及び監視指導の実施に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>八 計画策定に係る情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の実施に関する事項</p> <p>監視指導計画の策定に当たっては、<u>法第七十条第三項の規定に基づき、その案の段階において、趣旨及び概要をできるだけ分かりやすく公表するとともに、住民参加型の意見交換会の実施、ホームページ、広報紙等を通じた意見募集等の地域の実情に応じた手段により、地域の消費者及び事業者を含めた住民からの意見を広く求め、当該意見をもとに案を再度検討するなど、情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の促進を図る。</u></p> <p>九 (略)</p> <p>第四 輸入食品監視指導計画の策定及び監視指導の実施に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 命令検査の実施及び二国間協議等の実施に関する事項</p> <p>同一の輸出国や同一の製造者及び加工者から輸入される同一の食品等について残留農薬に係る基準違反等が二回以上発見される場合その他必要があると認めるときは、<u>法第二十六条第三項に基づき輸入者に対して命令検査を実施させる。</u></p> <p>また、必要に応じて、<u>第三の一の1及び2の項目について、輸入者による輸入届出、輸出国政府の発行する証明書、輸入時</u></p>	<p>第三 都道府県等食品衛生監視指導計画の策定及び監視指導の実施に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>八 計画策定に係る情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の実施に関する事項</p> <p>監視指導計画の策定に当たっては、<u>法第七十条第二項の規定に基づき、その案の段階において、趣旨及び概要をできるだけ分かりやすく公表するとともに、住民参加型の意見交換会の実施、ホームページ、広報紙等を通じた意見募集等の地域の実情に応じた手段により、地域の消費者及び事業者を含めた住民からの意見を広く求め、当該意見をもとに案を再度検討するなど、情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の促進を図る。</u></p> <p>九 (略)</p> <p>第四 輸入食品監視指導計画の策定及び監視指導の実施に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 命令検査の実施及び二国間協議等の実施に関する事項</p> <p>同一の輸出国や同一の製造者及び加工者から輸入される同一の食品等について残留農薬に係る基準違反等が二回以上発見される場合その他必要があると認めるときは、<u>法第二十六条第三項に基づき輸入者に対して命令検査を実施させる。</u></p> <p>また、必要に応じて、<u>第三の一の1及び2の項目について、輸入者による輸入届出、輸出国政府の発行する証明書、輸入時</u></p>

検査、輸入者からの報告徴収等により確認するとともに、違反の可能性や輸入量等を勘案して我が国の国民への健康影響上必要なものについては、積極的に、輸出国政府との二国間協議、現地調査等により、輸出国の生産、製造、加工等の段階における食品衛生に係る取組の推進を求める。特に、法第九条第一項又は法第十七条第一項の規定に基づき必要と認めるときは、厚生科学審議会等の意見を聴いて、特定の食品等の輸入等の禁止を行う。

四 (略)

五 計画策定に係る情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の実施に関する事項

輸入食品監視指導計画の策定に当たっては、法第七十条第一項第四号の規定に基づき、その案の段階において、趣旨及び概要をできるだけ分かりやすく公表するとともに、意見交換会、ホームページ等により消費者及び事業者を含めた国民各層からの意見を広く求め、当該意見をもとに案を再度検討するなど、情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の促進を図る。

六 (略)

検査、輸入者からの報告徴収等により確認するとともに、違反の可能性や輸入量等を勘案して我が国の国民への健康影響上必要なものについては、積極的に、輸出国政府との二国間協議、現地調査等により、輸出国の生産、製造、加工等の段階における食品衛生に係る取組の推進を求める。特に、法第九条第一項又は法第十七条第一項の規定に基づき必要と認めるときは、薬事・食品衛生審議会等の意見を聴いて、特定の食品等の輸入等の禁止を行う。

四 (略)

五 計画策定に係る情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の実施に関する事項

輸入食品監視指導計画の策定に当たっては、法第七十条第二項の規定に基づき、その案の段階において、趣旨及び概要をできるだけ分かりやすく公表するとともに、意見交換会、ホームページ等により消費者及び事業者を含めた国民各層からの意見を広く求め、当該意見をもとに案を再度検討するなど、情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の促進を図る。

六 (略)